

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所大阪府北区中之島 1 - 3 - 20
電 話 大 阪 6208-7444
購読料(送料とも)月 1,250 円

目 次

条 例

○大阪市市税条例等の一部を改正する条例	2
規 則	
○大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則	5
○大阪市政改革室設置規則の一部を改正する規則	17
○大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則	17
○大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	19
○大阪市立弘済院事務分掌規則の一部を改正する規則	22
○大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則	23
○大阪市立工業研究所事務分掌規則の一部を改正する規則	24
○大阪市中央卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則	24
○大阪市立市民病院事務分掌規則の一部を改正する規則	25
○大阪市立総合医療センター事務分掌規則の一部を改正する規則	26
○大阪市立環境科学研究所事務分掌規則の一部を改正する規則	28
○大阪市保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則	28
○大阪市中央児童相談所規則の一部を改正する規則	29
○大阪市保健所規則の一部を改正する規則	30
○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	32
○大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則	32
○大阪市公印規則の一部を改正する規則	33
○助役プロジェクト等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則	38
○大阪市政改革本部設置規則の一部を改正する規則	38
○大阪市都市創造・プロモーション本部設置規則	38
○収入役等の代理者に関する規則の一部を改正する規則	39
○庁中取締りに係る権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	39
○大阪市公文書管理条例施行規則の一部を改正する規則	39
○職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則の一部を改正する規則	40
○大阪市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	40
○大阪市職員研修規則の一部を改正する規則	40
○職員の職務の級の切替え等に関する規則	41
○教育委員会所管の学校の教員の給料表に関する規則の一部を改正する規則	43
○職員の初任給及び昇給の基準等に関する規則等の一部を改正する規則	45

○教育委員会所管の学校の教員の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則	55
○単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則	55
○単純な労務に雇用される職員の初任給及び昇給の基準等に関する規則等の一部を改正する規則	59
○地域手当支給規則の一部を改正する規則	63
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	63
○教育委員会所管の学校の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	64
○単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	64
○義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則	64
○職員の管理職員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	65
○職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	66
○外国旅行の旅費に関する規則	67
○単純な労務に雇用される職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	70
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	70
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項の市規則で定める期間等に定める規則	73
○大阪市職員互助組合規則の一部を改正する規則	74
○大阪市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則	76
○大阪市契約規則の一部を改正する規則	77
○大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則	79
○大阪市準公営企業財務規則の一部を改正する規則	80
○大阪市会計規則の一部を改正する規則	80
○市税条例施行規則の一部を改正する規則	85
○大阪市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	91
○大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則	91
○大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	92
○大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	93
○職制改正等に伴う整備に関する規則	95
○大阪市人事委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	99
告 示	
○市長の職務代理者の解任	99
○落札者等の公示	99
○児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会の設置	99
○障害者自立支援法に基づく医療機関の指定	107
○大阪市立ゆとり健康創造館の臨時休館の承認	109
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	109

○同法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に対する 意見書の縦覧等……………	110
○特定計量器の定期検査……………	110
○大阪市立住まい情報センターの住まいのミュージア ムの供用時間の変更の承認……………	110
○市道の路線名の変更……………	110
○市道の区域変更……………	110
○市道の供用開始……………	111
○放置自動車の処理……………	111
○道路法違反物件の除却……………	112
○同……………	112
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機 関の店舗の追加指定……………	112
○同金融機関の店舗の指定取消……………	112
○第94回大阪市音楽団定期演奏会入場料金の収納事務 の委託……………	112
○一般競争入札の執行（ポリ塩化ビフェニル廃棄物収 集運搬業務委託）……………	112
○落札者等の公示……………	113
○一般競争入札の執行（水道用液体硫酸ばんど等の購 入）……………	114
○落札者等の公示……………	115
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定……………	115
○指定給水装置工事事業者の指定……………	116
○市指定有形文化財等の指定……………	116
○大阪市選挙管理委員会規程の一部改正……………	117
○大阪市区選挙管理委員会規程の一部改正……………	117
○大阪市区選挙執行本部規程の一部改正……………	118
○大阪市選挙管理委員会事務局長等専決規程の一部改 正……………	118
○選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の 数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40 万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及 び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区に おけるその総数の3分の1の数……………	118
○大阪市監査委員の事務局に関する規程の一部改正……………	118
公 告	
○一般競争入札の執行（中古自家用小型貨物乗用車の 売払い）……………	119
○放置自動車の処理……………	119
○一般競争入札の執行（古新聞ほかの売払い）……………	119
○大阪市職員共済組合定款の一部変更……………	120
○平成19年度事業計画及び予算の要旨……………	122
達	
○大阪市事務分掌規則の一部改正等に伴う補職の読替 え……………	122
○同規則の一部改正等に伴う職員の勤務替え……………	131
○大阪市都市再生・プロモーション本部設置規程の廃 止……………	132
○大阪市事務専決規程の一部改正……………	132
○市役所課長等専決規程の一部改正……………	133
○区役所課長等専決規程の一部改正……………	133
○大阪市公文書管理規程の一部改正……………	134
○広聴広報事務等取扱規程の一部改正……………	135
○行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推	

進に関する規程……………	135
○大阪市情報セキュリティ管理規程……………	138
○災害情報連絡主任設置規程の一部改正……………	140
○職制改正等に伴う整備に関する規程……………	140
○大阪市選挙管理委員会規程の一部改正に伴う補職の 読替え……………	141
○大阪市区事務局規程の一部改正に伴う補職の読替え……………	141
○大阪市区事務局規程の一部改正……………	142

条 例

大阪州市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成19年 3 月30日

大阪市長 關 淳 一

大阪市条例第63号

大阪州市税条例等の一部を改正する条例
（大阪州市税条例の一部改正）

第 1 条 大阪州市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第53条の18の3第1項中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

第53条の18の4第1項中「第37条の11の3第3項第1号」を「第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号」に、「次項」を「以下この条」に、「同項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき」を「係る同法第37条の11の3第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に」に改める。

第53条の19第8項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、「市民税の」を削る。

第72条の2の3の次に次の1条を加える。

（高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税の減額）

第72条の2の4 平成19年1月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この項、次項及び第5項において「特定居住用部分」という。）において同年4月1日から平成22年3月31日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び第5項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第3項までにおいて「改修工事」という。）が行われたもの（第5項において「改修住宅」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第3項及び第4項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第72条、第72条の2又は法附則第16条第3項若しくは第5項から第8項までの規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適

用を受けたことがある場合を除き、当該改修工事が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該改修工事が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の 3 分の 1 に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 平成19年 1 月 1 日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住部分において同年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間に改修工事が行われたもの（第 5 項において「改修専有部分」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項から第 4 項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有（建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 2 項の区分所有者をいう。以下この項において同じ。）が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第72条、第72条の 2 又は法附則第16条第 3 項若しくは第 5 項から第 8 項までの規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該改修工事が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、法第352条第 1 項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定して額に限る。）の 3 分の 1 に相当する額を同条第 1 項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

3 前 2 項の規定は、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事が完了した日から 3 月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用する。

4 前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分につき第 1 項又は第 2 項の規定を適用する。

5 第 1 項又は第 2 項の場合において、改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に高齢者等が居住しているかどうかの判定は、第 3 項の申告の時の現況による。

第100条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

第113条の15第 1 項中「第586条第 2 項第 8 号、第24号」を「第586条第 2 項第24号」に、「該当するもの、」を「該当するもの並びに」に、「本条」を「この条」に改める。

第134条の 3 及び第134条の 9 第 1 項中「又は法附則第32条の 3」を削る。

第135条第 2 項中「第30項から第32項まで、第37項若しくは第38項」を「第30項、第31項、第36項若しくは第37項」に、「第15

項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第51項から第55項まで若しくは第58項」を「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第48項から第52項まで若しくは第55項」に改める。

附則第22項の 2 の次に次の 4 項を加える。

（平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例）
22の 3 鉄道又は軌道の用に供する土地で総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「鉄軌道用地」という。）に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第63条第 2 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。この場合において、当該鉄軌道用地の価格等が既に決定されているときは当該価格等を修正し、当該鉄軌道用地の価格等が決定されていないときは当該価格等を決定し、これを土地課税台帳等に登録する。

22の 4 前項後段の規定によつて鉄軌道用地の価格等を修正し、又は決定して登録した場合においては、遅滞なく、その旨を当該鉄軌道用地に対して課する固定資産税の納税義務者に通知する。

22の 5 附則第22項の 3 の規定の適用を受けた土地（以下この項において「特例土地」という。）に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第63条第 3 項又は第 5 項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

22の 6 附則第22項の 3 又は前項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成19年度分又は平成20年度分の固定資産税に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条の 2 第 1 項及び第 2 項	第63条	附則第22項の 3 又は第 22項の 5
附則第19項の表以外の部分	次の表の左欄	次の表（第 2 号及び第 6 号を除く。）の左欄
	第63条	附則第22項の 3 又は第 22項の 5
	次の表の第 2 号	次の表の第 1 号
	、第 5 号若しくは第 6 号	若しくは第 5 号
附則第19項の表の第 1 号	次号又は第 3 号に掲げる土地のいずれか	第 3 号に掲げる土地

	当該土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格	当該土地の類似土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格
附則第20項	、第5号若しくは第6号	若しくは第5号
附則第27項第3号	において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある	係る固定資産税の賦課期日に所在する
	除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第63条第2項ただし書又は附則第19項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る	除く
附則第27項第4号	平成20年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度	平成20年度
	第63条第3項ただし書若しくは第5項ただし書	附則第22項の5ただし書

附則第88項及び第92項の2中「同項第8号、第24号」を「同項第24号」に改める。

附則第106項及び第107項の7中「平成18年12月31日」を「平成21年12月31日」に改める。

附則第113項を削る。

附則第114項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を附則第113項とする。

(大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪州市税条例の一部を改正する条例(平成18年大阪州市条例第36号)の一部を次のように改正する。

大阪州市税条例第135条第2項の改正規定中「第37項若しくは第38項」を「第36項若しくは第37項」に、「第37項から第39項まで」を「第36項から第38項まで」に改める。

第3条 大阪州市税条例の一部を改正する条例(平成18年大阪州市条例第73号)の一部を次のように改正する。

大阪州市税条例第135条第2項の改正規定中「第51項から第55項まで」を「第48項から第52項まで若しくは第55項」に、「第51項から第55項まで、第58項若しくは第59項」を「第48項か

ら第52項まで、第55項若しくは第57項」に改める。

附則第1項第4号中「附則第15条第59項」を「附則第15条第57項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大阪州市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(平成19年度の鉄軌道用地に係る固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

3 平成19年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、鉄軌道用地(新条例附則第22項の3に規定する鉄軌道用地をいう。以下この項及び次項において同じ。)に対して課する固定資産税又は都市計画税について、地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)による改正後の地方税法第364条第2項の納税通知書の交付期限までに、新条例附則第22項の3の規定による価格等の修正又は決定をすることができない場合には、当該鉄軌道用地について既に決定された価格又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において適用されていた地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第388条第1項の固定資産評価基準(当該鉄軌道用地が第1条の規定による改正前の大阪州市税条例(以下「旧条例」という。)附則第19項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同日において適用されていた旧法第388条第1項の固定資産評価基準及び旧条例附則第19項の修正基準)により算定した価格により仮に算定した当該鉄軌道用地に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該鉄軌道用地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収する。

4 前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後に、当該鉄軌道用地に係る平成19年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定(以下この項において「本算定」という。)をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知する。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該鉄軌道用地に係る同年度分の固定資産税額又は都市計画税額(以下この項において「本算定税額」という。)に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新条例第7条及び第8条の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。(事業所税に関する経過措置)

5 新条例の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成19年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成19年前の年分の個人の事業及び平成19年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の都市計画税について適用

し、平成18年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(平19. 3 .30揭示済)



大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年 3 月28日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第28号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（局等の内部組織）」を付し、同条第1項中市長室の項を削り、市民局の項から港湾局の項までを次のように改める。

市 民 局
市 民 部
人 権 室
財 政 局
財 務 部
税 務 部
契約管財局
契 約 部
管 財 部
計画調整局
都市再生振興部
計 画 部
開発調整部
建築指導部
健康福祉局
総 務 部
生活福祉部
障害者施策部
高齢者施策部
健康推進部
こども青少年局
企 画 部
子育て支援部
ゆとりとみどり振興局
総 務 部
文 化 部
スポーツ部
緑化推進部
経 済 局
企 画 部
産業振興部
環 境 局
企 画 部
環境保全部

事 業 部
施 設 部
都市整備局
企 画 部
まちづくり事業部
住 宅 部
公共建築部
建 設 局
総 務 部
管 理 部
道 路 部
下水道河川部
港 湾 局
経営管理部
臨海地域活性化室
計画整備部

第1条中第2項を次のように改める。

2 収入役の権限に属する事務を処理するため、収入役室を置く。

第2条の前に見出しとして「（職の設置）」を付し、同条第1項中「、本部に本部長」及び「、課に課長」を削り、同条中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「及び契約総長」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 総務局にIT改革監を置く。

第2条中第6項を削り、同条第7項中「又は室」を削り、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「、室又は本部」を「又は室」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 市長室に副室長を置く。

第2条中第10項を次のように改める。

10 ゆとりとみどり振興局に美術館長及び美術館副館長を置く。

第2条中第12項及び第13項を削り、同条第11項中「室」を「別表第3に定めるところにより、室」に、「、別表第3に定める人数の担当課長又は事務長」を「担当課長」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第10項の次に次の2項を加える。

11 都市整備局に区画整理室長を置く。

12 建設局に企画室長を置く。

第2条中第14項を次のように改める。

14 前項に定めるもののほか、室又は部に担当課長代理又は担当係長を置く。

第2条第15項中「第4条の2第11項」を「第5条第13項」に改め、「及び係長」を削り、同条第19項中「ときは」を「ときは、局又は市長室に理事又は副理事」に、「、室、部又は課に」を「又は」に改め、同項を同条第20項とし、同条中第18項を削り、同条第17項中「特に必要があるときは、局又は室」を「局」に、「置く」を「置くことがある」に改め、同項を同条第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 室又は部に保健主幹、研究主幹、保健副主幹、研究副主幹、主査又は主任学芸員を置くことがある。

第2条第16項中「首席医務監」を「首席医務監又は医務監」に改め、同項を同条第18項とし、同条中第15項の次に次の1項を加える。

16 市長室に市長秘書及び副市長秘書2名を置く。

第3条中「医務保健総長、緑化総括技監、本部長」を「IT改革監」に、「契約総長」を「医務保健総長、緑化総括技監」に、「副室長、担当部長、副理事、課長、担当課長、事務長、主幹、参事、

課長代理、室長代理、担当課長代理、市長秘書、副主幹、副参事、係長、担当係長、主査、主任学芸員及び守衛長」を「担当部長、副室長、美術館長、美術館副館長、区画整理室長、企画室長、副理事、担当課長、主幹、参事、担当課長代理、市長秘書、副市長秘書、副主幹、副参事、担当係長、主査及び主任学芸員」に改める。

第 4 条の前に見出しとして「（職務）」を付し、同条第 1 項中「医務保健総長、緑化総括技監、本部長」を「IT 改革監」に、「契約総長」を「医務保健総長、緑化総括技監」に、「副室長、担当部長」を「担当部長、副室長、美術館長、美術館副館長、区画整理室長、企画室長」に、「課長、担当課長、事務長、主幹、参事、課長代理、室長代理」を「担当課長、主幹、参事」に、「係長、担当係長、主査、主任学芸員及び守衛長」を「担当係長、主査及び主任学芸員」に改める。

第18条を削る。

第17条に見出しとして「（港湾局の事務分掌）」を付し、同条中経営管理部の項を次のように改める。

経営管理部

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関する事
- (2) 港湾の管理運営の企画に関する事
- (3) 局所管施設の管理運営に関する事
- (4) 港湾施設の利用促進及び普及宣伝に関する事
- (5) 港湾の防災及び保安対策に関する事
- (6) 他の部及び室の主管に属しないこと

第17条中計画整備部の項を次のように改める。

計画整備部

- (1) 港湾の計画に関する事
- (2) 港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び海岸保全区域における工事等の規制基準に関する事
- (3) 港湾の工事等の補償に関する事
- (4) 局所管工事の検査その他局業務の技術的な監理に関する事
- (5) 局所管施設及び設備の設計、工事又は製造及び維持管理に関する事
- (6) 港湾の環境の整備及び保全に関する事

第17条を第24条とする。
第12条から第16条までを削る。

第11条に見出しとして「（ゆとりとみどり振興局の事務分掌）」を付し、同条総務部の項中第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

- (4) 集客に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事
- (5) 観光の振興に係る企画及び連絡調整に関する事

第11条総務部の項第 8 号中「及び課」を削り、同条中文化集客部の項を次のように改める。

文化部

- (1) 文化事業の企画及び調整に関する事
- (2) 市民文化の普及及び向上に関する事
- (3) 芸術及び芸能の振興に関する事
- (4) 博物館その他の文化施設（他の所管に属するものを除く。）の管理運営に関する事

第11条スポーツ部の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。
第11条中緑化推進部の項を次のように改める。

緑化推進部

- (1) 局所管不動産の管理に関する事
- (2) 公園及び緑地の建設計画並びに公園、緑地及び公園施設の整備及び管理運営に関する事

- (3) 局所管工事の工程管理及び検査に関する事
 - (4) 緑化事業の調査、企画及び実施に関する事
 - (5) 花と緑のまちづくりの推進及び普及に関する事
 - (6) 造園関係工事及び樹木の植栽関係工事の受託施行に関する事
 - (7) 樹木及び花卉の植栽計画及び維持管理に関する事
- 第11条を第19条とし、同条の次に次の 4 条を加える。
（経済局の事務分掌）

第20条 経済局の事務分掌は、次のとおりとする。

企画部

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関する事
- (2) 局業務に関する調査、企画及び連絡調整に関する事
- (3) 貿易の振興に関する事
- (4) 局所管業務に係る国際交流事業の推進に関する事
- (5) 企業等の誘致に関する事
- (6) 中小企業対策審議会に関する事
- (7) 他の部の主管に属しないこと

産業振興部

- (1) 産業の振興に関する事
- (2) 創業及び中小企業経営の支援に関する事
- (3) 商工金融及び国際金融に関する事
- (4) 大規模小売店舗立地審議会に関する事

（環境局の事務分掌）

第21条 環境局の事務分掌は、次のとおりとする。

企画部

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関する事
- (2) 局所管不動産の管理に関する事
- (3) 局業務の普及に関する事。ただし、他の部の所管に属するものを除く。
- (4) 埋火葬並びに斎場及び霊園に関する事
- (5) 所管事業に係る事故の処理並びに所管自動車に係る保険の契約及び保険金の請求に関する事
- (6) 局業務に関する総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備に関する事
- (7) 地球環境の保全に係る指導及び環境負荷の低減活動の推進に関する事。ただし、他の主管に属するものを除く。
- (8) 一般廃棄物処理計画、環境基本計画及び環境白書に関する事

- (9) 他の部の主管に属しないこと

環境保全部

- (1) 都市環境の保全に係る監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関する事
- (2) 環境学習及び活動の推進に関する事
- (3) 環境影響評価に関する事
- (4) 環境保全に関する技術の普及及び指導に関する事

事業部

- (1) 一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督並びに特命による排出の指導に関する事
- (2) 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進、啓発及び市民活動の促進に関する事
- (3) 適正処理困難物に関する事
- (4) 一般廃棄物（し尿を除く。）運搬用貨物自動車に関する事
- (5) 廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理業者の指導監督に関する事

こと (6) 道路等の清掃計画及び作業の指導監督並びに特定の河川（水面に限る。）の清掃に関すること (7) 公衆便所に関すること (8) 路上喫煙対策に関すること (9) 廃棄物再生利用業の指定及び廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること (10) 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究、規制及び関係団体との連絡に関すること (11) 産業廃棄物の中間処理、最終処分事業及び処理施設に関すること 施 設 部 (1) 一般廃棄物等の焼却及び破砕処理並びに埋立処分の計画に関すること (2) 局の施設（埋立処分地を除く。）及び機材の維持管理及び建設に関すること (3) 埋立処分地の造成（他の所管に属するものを除く。）及び管理運営に関すること (4) 廃棄物処理の技術開発に関すること （都市整備局の事務分掌） 第22条 都市整備局の事務分掌は、次のとおりとする。 企 画 部 (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行政管理及び事務改善に関すること (2) まちづくり事業（市街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業をいう。以下同じ。）住環境整備事業及びHOPEゾーン事業並びにこれらに関連する事業をいう。）に係る調査、企画及び立案に関すること (3) 住宅政策の基本計画に関すること (4) 住宅に係る調査、施策の企画及び連絡調整に関すること (5) 住宅市街地総合整備事業の実施及び住宅市街地基盤整備事業に係る連絡調整に関すること (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導及び耐震改修計画の認定に関すること (7) 民間住宅の建設及び市街地における建築物の整備に係る融資その他の助成に関すること (8) 組合施行及び個人施行に係る市街地整備事業の実施の促進、助成、指導、認可及び監督に関すること (9) 住宅審議会に関すること (10) 他の部の主管に属しないこと まちづくり事業部 (1) 密集市街地等の住環境整備及び住宅地区改良並びに狭あい道路の整備に関すること。ただし、他の部の所管に属するものを除く。 (2) 民間老朽住宅建替支援事業の実施に関すること (3) HOPEゾーン事業に関すること。ただし、他の部の所管に属するものを除く。 (4) 土地区画整理事業の総括に関すること (5) 拠点地域等における土地区画整理事業の実施の推進に関すること (6) 土地区画整理事業（土地区画整理事務所の所管に属するものを除く。）に伴う測量及び明示に関すること (7) 土地区画整理事業に伴う地上物件の調査及び査定並びに移転のための土地及び仮設収容建物に関すること (8) 市街地整備事業に伴う処分及び補償の審査並びに不服申立て	の処理に関すること (9) 土地区画整理事業に伴う登記、清算及び移転に関すること。ただし、土地区画整理事務所の所管に属するものを除く。 (10) 不法占拠の監視その他部所管不動産の管理及び処分に関すること (11) 特命による土地区画整理事業に伴う施設の整備及び管理に関すること 住 宅 部 (1) 市営住宅事業に係る建築物の建設に関すること (2) 市営住宅の建替え及び改善に関すること (3) 市営住宅の活性化並びに市営住宅用地の取得計画及び活用に関すること (4) 市営住宅の管理に関すること (5) 市営住宅の貸付け及び家賃の収納に関すること (6) 市営住宅の家賃及び損害金の支払並びに市営住宅の明渡しに係る訴え提起前の和解に関すること (7) 市営住宅の共同施設の建設、運営及び維持管理に関すること (8) 住宅相談に関すること 公共建築部 (1) 市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。第3号において同じ。）の建設に関すること (2) 本庁舎の設備の技術的管理に関すること (3) 市設建築物のファシリティマネジメントに関すること (4) 市設建築物の建設及び維持管理に係る技術的指導並びに建築技術に関する情報の収集及び管理に関すること (5) 市設建築物の工事の検査に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (6) 市設建築物の設備に係るエネルギーの使用の合理化及び電気設備に係る技術的管理の総括に関すること （建設局の事務分掌） 第23条 建設局の事務分掌は、次のとおりとする。 総 務 部 (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行政管理及び事務改善に関すること (2) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること (3) 使用料、負担金、占用料、手数料等諸徴収金に関すること (4) 局業務の技術的総括に関すること (5) 局事業の基本計画及び事業実施計画に関すること (6) 局の防災業務に関すること (7) 他の部の主管に属しないこと 管 理 部 (1) 道路の認定、廃止等の手続に関すること (2) 局所管不動産の管理及び不法占拠の処理（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること (3) 都市計画道路、道路及び局所管不動産の測量及び境界明示（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること (4) 道路占用及び屋外広告物に関すること (5) 自動車駐車場及び自転車駐車場の管理並びに放置自転車対策に関すること (6) 道路に関連する他の工事との連絡調整に関すること (7) 道路掘さく工事の指導及び道路の監察に関すること (8) 渡船その他道路の管理（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること (9) 局所管工事の検査及び工程管理に関すること (10) 土木技術及び下水道技術に関する情報の収集及び管理に関すること
---	---

ること (11) 局業務の情報化に関すること 道 路 部 (1) 都市計画街路事業、道路事業及び橋梁事業の調査、計画、進 行管理及び連絡調整に関すること (2) 都市計画街路の用地、設計及び工事の施行に関すること (3) 土地区画整理事業に伴う道路その他の土木施設の設計に関す ること (4) 道路、橋梁（渡船施設及び河底トンネルを含む。）及び附属 施設の新設、改良、設計、工事の施行及び維持管理に関するこ と (5) 道路関係工事の受託施行に関すること (6) 道路施設の電気設備及び機械設備の設計、工事の施行及び維 持管理に関すること 下水道河川部 (1) 下水道事業及び河川事業の調査、計画、進行管理、連絡調整 及び技術研究に関すること (2) 下水道、河川及び運河の設計、工事の施行及び維持管理に関 すること (3) 下水道施設及び河川施設の電気設備及び機械設備の設計、工 事の施行及び維持管理に関すること (4) 下水道の管理運営に関すること (5) 下水の水質管理の総括に関すること (6) 河川管理の連絡統制に関すること (7) 公有水面の埋立てに関すること (8) 水防事務組合との連絡に関すること 第10条を削る。 第 9 条に見出しとして「（計画調整局の事務分掌）」を付し、同 条企画推進部の項中「企画推進部」を「都市再生振興部」に改め、 同項中第 2 号を削り、同項第 3 号中「及び統計資料の分析整理」を 削り、同号を同項第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。 (3) 都市情報の収集及び整理、調査及び解析並びに発信に関する こと 第 9 条企画推進部の項中第 4 号を次のように改める。 (4) 情報化施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること 第 9 条中計画部の項及び開発企画部の項を次のように改める。 計 画 部 (1) 都市計画及び都市計画に関連する都市施設整備計画の調査及 び立案並びに関係機関との連絡調整に関すること (2) 都市計画法（第 3 章第 1 節の規定を除く。）による建築物等 の規制に関すること (3) 駐車場法に基づく駐車施設に関すること (4) 特命による開発計画の企画、立案及び連絡調整に関すること (5) 広域幹線道路網の整備に係る調査、企画及び連絡調整に関す ること (6) 広域圏計画に関すること (7) 国土利用計画法の施行（他の所管に属するものを除く。）及 び公有地の拡大の推進に関する法律（土地開発公社に係る事項 を除く。）の施行並びに土地関係施策に係る連絡調整（他の所 管に属するものを除く。）に関すること (8) 総合交通体系の調査及び立案に関すること (9) 鉄道網の整備に係る連絡調整に関すること (10) 関西国際空港の計画推進及び関連施設の整備に関すること (11) 都市景観に係る調査及び計画の立案に関すること (12) 景観法に基づく建築物等の規制並びに良好な都市景観の形成	の誘導及び促進に関すること (13) 都市計画審議会及び都市景観委員会に関すること 開発調整部 (1) 特定地域における開発計画（他の所管に属するものを除く。） 及び特命による民間活力等を活用した開発計画の企画、立案及 び連絡調整に関すること (2) 地域計画の調査及び立案に関すること (3) 都市の耐震化に係る調査、企画及び連絡調整に関すること (4) 市有地の有効活用に関すること。ただし、他の所管に属する ものを除く。 (5) 土地先行取得用地に係る調査、立案及び管理に関すること (6) 開発指導行政に係る調査及び立案に関すること (7) 都市計画法に基づく開発許可並びに土地区画整理法及び都市 再開発法による建築物等の規制に関すること (8) 大規模建築物等の建設計画の指導に関すること (9) まちづくり支援施策の企画、推進及び連絡調整に関すること (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基 づく施策の企画及び推進に関すること (11) 開発審査会に関すること 建築指導部 (1) 建築指導行政に係る各種施策及び制度の調査、企画及び立案 に関すること (2) 建築物の制限に係る許可及び認定に関すること (3) 建築物等の確認及び許可並びに指定確認検査機関の指導に関 すること (4) 分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 2 条第 3 項に規定する分別解体等をいう。）に関すること。 ただし、他の所管に属するものを除く。 (5) 建築相談に関すること (6) 道路の指定及び私道の規制に関すること (7) 法令違反建築物の監視及び処理に関すること (8) 建築物等の確認及び許可に係る建築物の検査及び指導に関す ること (9) 建築物の維持管理及び防災の指導に関すること (10) 建築審査会に関すること 第 9 条を第16条とし、同条の次に次の 2 条を加える。 （健康福祉局の事務分掌） 第17条 健康福祉局の事務分掌は、次のとおりとする。 総 務 部 (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管 理及び事務改善に関すること (2) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること。 (3) 社会福祉法人の設立の認可並びに社会福祉法人並びに社会福 祉施設の監督及び指導に関すること。ただし、他の所管に属す るものを除く。 (4) 局所管不動産の管理並びに施設の建設及び改良に関すること (5) 他の部の主管に属しないこと 生活福祉部 (1) 地域福祉の推進に係る施策の連絡調整及び地域福祉計画に関 すること (2) 区における福祉業務の連絡調整に関すること。ただし、他の 所管に属するものを除く。 (3) 地域福祉の推進を担う人材の養成に関すること (4) 民生委員に関すること (5) 生活保護法に関すること
---	---

(6) 社会福祉法人等の設置する保護施設の指導に関すること (7) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること (8) あいりん地域の環境改善対策の企画、立案及び実施に関すること (9) 生業資金貸付基金の管理及び運営に関すること (10) 生計困難者のための宿泊所の提供に関すること (11) ホームレスの自立の支援に係る施策の調査、企画及び連絡調整並びに推進に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (12) 国民健康保険に関すること (13) 国民年金及び特別障害給付金に関すること (14) 老人保健法に基づく医療に関すること (15) 老人医療費及び重度障害者医療費の助成に関すること 障害者施策部 (1) 障害者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（身体障害児及び知的障害児に関することに限る。）及び障害者自立支援法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (3) 特別児童扶養手当等に関すること (4) 身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、児童福祉施設（身体障害児及び知的障害児に関するものに限る。次号において同じ。）及び精神障害者社会復帰施設の整備に係る調査、企画及び連絡調整並びに設置の認可等に関すること (5) 社会福祉法人等の設置する身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、児童福祉施設及び精神障害者社会復帰施設の指導に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (6) 小規模通所授産施設、障害者福祉作業センター、精神障害者小規模作業所及び精神障害者社会復帰施設の整備及び運営の助成に関すること (7) その他身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び戦傷病者の福祉に関すること 高齢者施策部 (1) 高齢者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関すること (2) 老人福祉法及び介護保険法に関すること (3) 高齢者住宅整備資金貸付基金に関すること (4) 老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備に係る調査、企画及び連絡調整並びに設置の認可等に関すること (5) 市設の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センター等の管理運営に関すること (6) 社会福祉法人等の設置に関する老人福祉施設の指導に関すること (7) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関すること (8) その他高齢者の福祉に関すること 健康推進部 (1) 健康の保持及び増進に係る施策の総合的企画及び調整並びに健康増進に係る事業の推進に関すること (2) 保健所業務及び区における保健業務の連絡調整に関すること (3) 健康増進計画及び保健医療計画に関すること (4) 休日及び夜間急病診療対策に関すること (5) 保健師業務の指導及び連絡調整に関すること (6) 老人保健法に基づく保健事業に関すること (7) 栄養改善に関すること (8) 歯科保健に関すること	(9) 介護保険法に基づく介護予防事業に関すること (10) 環境衛生及び食品衛生に関すること (11) 薬務に関すること (12) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること （こども青少年局の事務分掌） 第18条 こども青少年局の事務分掌は、次のとおりとする。 企 画 部 (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること (2) 局所管施設の管理に関すること (3) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること (4) 青少年の健全育成に関すること (5) 若年者の就業支援に関すること (6) 青少年活動の推進及び青少年団体の育成に関すること (7) 放課後児童の健全育成に関すること (8) 他の部の主管に属しないこと 子育て支援部 (1) 児童福祉施策に関する企画、調査及び連絡調整に関すること (2) 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法及び児童手当法（職員に係るものを除く。）に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (3) その他児童、ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること (4) 児童福祉施設の設置の認可等、指導並びに児童福祉施設への入所措置等に係る費用の支弁及び徴収に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (5) 市設の児童福祉施設の管理運営に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (6) 市立幼稚園の管理運営及び建物整備に関すること (7) 幼児の就園奨励に関すること (8) 教育相談に関すること (9) 母子保健に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。 (10) 乳幼児医療費及びひとり親家庭医療費の助成に関すること (11) 市立保育所の管理運営、保育活動の指導及び建物整備に関すること 第 8 条を削る。 第 7 条に見出しとして「（市民局の事務分掌）」を付し、同条中市民部の項を次のように改める。 市 民 部 (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること (2) 区政の支援、市役所及び区役所の事務の連絡調整、区の予算、決算及び物品並びに財産区に関すること (3) 区役所庁舎、地域集会施設並びに区役所附設会館の連絡調整に関すること (4) 戸籍、住民基本台帳及び外国人登録関係事務の統括及び指導に関すること (5) 地域の振興に関すること (6) 犯罪被害の防止その他安全なまちづくりに関する総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること (7) 市政に対する意見及び要望に係る事務の統括及び指導に関すること (8) 市政に対する世論の聴取に関すること (9) 市民の日常生活に係る各種相談に関すること (10) 庁内の案内に関すること
--	---